

超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書

				事業年度	法人名				
平成八年一月一日前譲渡分	平成8年1月1日前の課税土地譲渡利益金額の合計額 (別表三(四)付表「19」)		1	円		所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額 (別表四「39」の①又は別表十九(二)「1」)	7	円	
	土地譲渡税額の計算	中小法人又は特定の協同組合等の場合	((1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額)又は((1)の金額のうち10億円× $\frac{1}{12}$ 以下の金額)	2	000	平成八年一月一日前譲渡分 基準法人税額の計算 (7)以上の金額がある場合 中小法人協同組合又は組合 上記の場合以外の場合 上記以外の場合	基準法人税額 (2)× $\frac{28\%}{27\%}$ + (3)× $\frac{37.5\%}{30\%}$	8	
			((1)の金額のうち年800万円相当額を超える金額)又は((1)の金額のうち年10億円相当額を超える金額) (1) - (2)	3	000		基準法人税額 (5)× %	9	
			土地譲渡税額 (2)× $\frac{28\%}{27\%}$ + 30% + (3)× $\frac{37.5\%}{30\%}$ + 30%	4			基準法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」、別表一(三)「2」、別表十九(一)「2」又は別表十九(二)「2」)	10	
			差引土地譲渡税額 ((4)又は(6)) - ((8)、(9)又は(10))	11					
	上記以外の場合		(1)の金額	5	000	平成8年1月1日以後の課税土地譲渡利益金額の合計額 (別表三(四)付表「20」)	12	000	
			土地譲渡税額 (12)×15%	13	0				
			課税土地譲渡利益金額の合計額 (1)+(12)	14					
			土地譲渡税額 (5)×(% + 30%)	6		平成以後譲渡分 平成八年一月一日	15		
						合	課税土地譲渡利益金額の合計額 (1)+(12)	14	
						計	土地譲渡税額の合計額 (11)+(13)	15	

別表三(四)

平成十四年四月一以後終了事業年度分

別表三（四）の記載の仕方

1 この明細書は、平成10年改正前の措置法第63条の2《超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》、平成10年改正措置法附則第20条第4項《超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の廃止に伴う経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成10年改正前の措置法第63条の2《超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》、平成8年改正前の措置法第63条の2《超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》又は平成8年改正措置法附則第15条第3項後段《超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置》の規定により法人税が課される土地等の税額を計算する場合に記載します。

2 「平成八年一月一日前譲渡分」の各欄は、次により記載します。

(1) 各欄は、その土地の譲渡等が平成7年12月31日以前である場合に記載します。

(2) 「平成8年1月1日前の課税土地譲渡利益金額の合計額1」には、別表三（四）付表「19」の金額を記載します。

(3) 「中小法人又は特定の協同組合等の場合」の各欄は、次により記載します。

イ 「中小法人」とは、当期末における資本の金額若しくは出資金額が1億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人（相互会社を除きます。）又は人格のない社団等をいいます。

ロ 「特定の協同組合等」とは、「1」の金額を当該事業年度の所得とみなした場合に、措置法第68条の3第1項《特定の協同組合等の法人税率の特例》の規定の適用を受ける協同組合等をいいます。

ハ 「(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額)又は(1)の金額のうち10億円× $\frac{1}{12}$ 以下の金額)2」欄は、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

(イ) 中小法人の場合

(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額)又は(1)の金額のうち10億円× $\frac{1}{12}$ 以下の金額)

(ロ) 特定の協同組合等の場合

(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額)又は(1)の金額のうち10億円× $\frac{1}{12}$ 以下の金額)

なお、「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

また、「800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額」により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その

端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。

ニ 「(1)の金額のうち年800万円相当額を超える金額)又は(1)の金額のうち年10億円相当額を超える金額)3」欄は、「1」の金額から「2」の金額を控除した残額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

ホ 「土地譲渡税額4」欄は、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

(イ) 中小法人の場合

(2)×($\frac{28\%}{27\%} + 30\%$) + (3)×($\frac{37.5\%}{30\%} + 30\%$)

(ロ) 特定の協同組合等の場合

(2)×($\frac{27\%}{27\%} + 30\%$) + (3)×($\frac{37.5\%}{30\%} + 30\%$)

(4) 「上記以外の法人の場合」の各欄は、次により記載します。

イ 「(1)の金額5」欄には、(1)の金額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

ロ 「土地譲渡税額6」欄には、中小法人及び特定の協同組合等以外の法人について、「(5)×(% + 30%)」の空欄にその法人に適用される平成8年改正前の措置法第63条の2第1項に規定する基準法人税率を記載し、この算式により計算した金額を記載します。

(5) 「(7)の金額が(1)の金額以上である場合」の各欄は、「7」の金額が「1」の金額以上である場合に、次により記載します。

イ 「基準法人税額8」欄は、「土地譲渡税額4」欄に準じて記載します。

ロ 「基準法人税額9」欄は、「土地譲渡税額6」欄に準じて記載します。

(6) 「上記以外の場合」の「基準法人税額10」欄には、その法人の法人税申告書に係る符号の別表の所要欄の金額を記載します。

(7) 「差引土地譲渡税額11」は、次の区分により次により記載します。

イ (7)の金額≥(1)の金額

(イ) 中小法人及び特定の協同組合等
(4)又は(6) - (8) - (9)又は(10)

(ロ) (イ)以外の法人
(4)又は(6) - (8) - (9)又は(10)

ロ (7)の金額<(1)の金額

(イ) 中小法人及び特定の協同組合等
(4)又は(6) - (8) - (9)又は(10)

(ロ) (イ)以外の法人
(4)又は(6) - (8) - (9)又は(10)